

まともな働き方実現！～安倍式働き方改革のウソ・マコト 集会アピール(案)

私たちは、すべての労働者の尊厳を守るため、まともな働き方の実現を求める。

本年3月、政府は、「働き方改革実行計画」を決定した。実行計画は、「働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすること」を目指すとしている。しかし、その目的は「労働生産性の向上」であり、労働者の尊厳の視点は見えない。今求められているのは、過労死、過労自殺をなくす働き方はもとより、同じ価値の仕事をしていれば、それに見合う賃金を受けることができる働き方である。

第一に、長時間労働の規制をさらに強化しなければならない。

実行計画は、長時間労働の是正のため、「36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度」を設けるとする。しかし、単月では100時間未満の時間外労働を認め、また、自動車の運転業務等について大幅な例外を認めている。これは過労死ラインである月80～100時間未満の時間外労働にお墨付きを与えるものである。まともな働き方を実現するためには、長時間労働の規制をさらに強化するとともに、労働時間の記録を罰則付きで義務付けるべきである。

第二に、同一価値労働同一賃金を原則とし、その実現に向けた具体的かつ実効的な施策を実施しなければならない。

実行計画は、「我が国から『非正規』という言葉を一掃すること」を目指すとした。そうであれば、有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者という働き方そのものの改革を目指すべきである。また、処遇の違いについて使用者に説明義務を課すとした。しかし、同一労働同一賃金を真に実現するためには、合理性の立証責任を使用者側に課すべきである。

第三に、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度の導入や解雇の金銭解決制度の導入をさせてはならない。

政府は、長時間労働の規制や同一労働同一賃金を実現するとしながら、他方では、「残業し放題」「解雇し放題」を容認する制度の導入を図っている。まともな働き方を実現するためには、このような制度の導入は認められない。

本集会参加者は、安倍政権に対し、まやかしの「働き方改革」ではなく、働く者の尊厳が実現される真の働き方改革の実現を求め、今後とも協力・協同して奮闘する決意をここに表明する。

2017年6月16日

法律家8団体共催集会参加者一同